

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 不妊治療のうち体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図るため、県は指定都市又は中核市（以下、指定都市等という。）が実施する不妊に悩む方への特定治療支援事業に係る経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日付20文科初第1279号雇児発第0305005号の別紙）及び「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金は、指定都市等が行う「埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱」（以下、事業実施要綱という。）別添17の2に定める「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された交付額に

1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 別表の第2欄に定める基準額を算出する。

(3) 上記(1)により選定された額と(2)より算出された額とを比較して、いずれか少ない方の額に、別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

### (補助金の支払)

第4条 この補助金は概算払いをすることができるものとする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 指定都市等が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

#### (交付申請)

第6条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別途定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

#### (変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定に準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

2 変更交付申請の提出は、当該年度の12月10日までにを行うものとする。

#### (交付決定)

第8条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

#### (実績報告)

第9条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、当該報告書の提出は、事業完了後(第5条第1項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)1か月以内又は当該事業年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第10条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号により行う。

(書類の整備等)

第11条 指定都市等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

## 別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ア 助成費	<p>以下の a から d により算出された額の合計額</p> <p>a 300,000円×実施件数 (事業実施要綱別添17の2の7(1)(ただし書き部分を除く)、7(3)による助成)</p> <p>b 100,000円×実施件数 (事業実施要綱別添17の2の7(1)ただし書き部分による助成)</p> <p>c 150,000円×実施件数 (事業実施要綱別添17の2の7(4)①及び③による助成)</p> <p>d 25,000円 ×実施件数 (事業実施要綱別添17の2の7(4)②による助成)</p>	<p>不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	1/2
イ 事務費	<p>以下の a から c により算出された額の合計額</p> <p>a 定額分 6,750,000円</p> <p>b 登録管理 530円×登録組数</p> <p>c 医療機関旅費 6,980円×箇所数</p> <p>※ただし、令和2年度分について、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により交付を受けるものと、重複しないよう留意すること。</p>		